

区長を被告とする訴訟の提起について

1 事件名

損害賠償請求住民訴訟事件

2 当事者

原告 中野区民

被告 中野区長

3 訴訟の経過

令和元年(2019年)8月23日 東京地方裁判所に訴えの提起

9月11日 訴状送達

4 事案の概要

本件は、東京都震災対策条例に定める避難場所である中野区立平和の森公園（以下「平和の森公園」という。）の再整備工事において、難燃性又は不燃性ではない材料（以下「本件材料」という。）を工作物として埋設設置する作業が行われており、この違法な工事を含む本件平和の森公園再整備工事請負契約の締結及び履行は、同条例に違反すると主張し、被告に対し、中野区長酒井直人に対し本件材料の代金相当額である1億213万円の損害賠償を請求することを求める住民訴訟である。

5 請求の趣旨及び原因

(1) 請求の趣旨

ア 被告は、中野区長酒井直人に対し、1億213万円の損害賠償を請求せよ。

イ 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

(2) 原告が主張する請求の原因の要旨

ア 被告は、本件平和の森公園再整備工事請負契約を締結し、本件材料を平和の森公園の工作物として埋設設置する工事を行っている。

イ 平和の森公園は東京都震災対策条例第47条第1項の震災時の避難場所であり、本件材料の埋設設置箇所は避難場所の大部分を占めることとなるが、本件平和の森公園再整備工事請負契約の締結及び履行は、同条例第49条の「知事は、避難場所及び避難道路の周辺に存する建築物その他の工作物の不燃化の促進に努めなければなら

い。」という規定に違反する。

ウ なぜなら、本件材料は、野方消防署により集積及び保管に特別な方法が必要となることが証明されており、また、都市基盤部長が「燃える可能性がある」と言明したとおり、難燃物あるいは不燃物ではないことから、被告が不燃化の促進に努めていたとは認められない。

エ 以上のとおり、本件平和の森公園再整備工事請負契約が違法な工事を含むことは明らかであるから、損害賠償請求（住民訴訟）を提起した。